# 北海道建設部土木関係請負工事検査方法書

(総 則)

第1条 北海道建設部が所掌する土木関係請負工事の検査の方法は、北海道請負工事検査要領(昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」。以下「要領」という。)第6の2項の規定により、この方法書の定めるところによるものとする。

### (検査の種類及び目的)

- 第2条 検査の種類は、要領で定められているものの他、部分使用検査、契約不適合修補工事完 了検査を加え、その目的については次の各号によるものとする。
  - (1) 工事完成検査、でき形部分等検査及び指定部分検査(以下「完成検査」という。) 工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等が確保されていることを確認するため に行う検査で、原則として、請負人から工事目的物の引渡しを受け、請負代金を支払う。
  - (2) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査 跡請保証部分が契約図書に定められた出来形や品質が確保されていることを確認するため に行う検査で、跡請保証金を返還する。
  - (3) 中間検査

工事実施状況、出来形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認する ために行う検査で、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検 査の効率化を図る。

対象工事、実施時期については、中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認した出来形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合 を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(4) 部分使用検査

工事途中において、支出負担行為担当者が工事目的物の全部又は一部を使用する必要が生じた場合に、使用目的に適合する品質、出来形を確認するために行う検査で、請負人と部分使用にかかる部分の承諾について認識の相違がないよう、確認事項を書面化する。

(5) 契約不適合修補工事完了検査

工事完成後に契約不適合が発見され、その修補工事の完了を確認するために行う検査で、 被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

#### (検査の立会)

第3条 検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該工事に係る工事監督員の立会いを求める ことができる。

#### (検査の準備)

**第4条** 検査員は、検査にあたって、工事監督員及び請負人に対し、必要な測定要員、用具及び 関係資料をあらかじめ準備させるものとする。

#### (検査の内容)

- 第5条 検査は、当該工事の出来高を対象として、原則として現地で行うものとし、契約図書に 基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、合否の判定を行うものとする。
- 2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事監督員または請負人に対して、施工状況、 施工資料について事実の説明を求めることができる。

## (工事実施状況の検査)

第6条 検査員は、工事目的物が適正な施工管理のもとで施工されたか否かを確認するため、工事実施状況の検査を行うものとする。検査にあたっては、別表1に掲げる事項に留意して行い、 各種の記録(写真及び施工管理記録等)により確認する。

#### (工事の出来形及び品質の検査)

第7条 検査員は、工事目的物が使用目的を満足するよう定められた規格値内に収まっているか 否かを確認するために、工事の出来形及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては、 出来形検査基準(別表 2)及び品質検査基準(別表 3)に基づき行い、各種の記録(写真及び 施工管理記録等)と設計図書を対比して合否を判定する。ただし、設計より出来形が過大であ っても、関連する工事又は効用上支障がないと認めるときは、合格とする。

#### (出来ばえの検査)

第8条 検査員は、工事目的物が美観的に優れ機能的に仕上がっているか否か、出来ばえの検査を行うものとする。検査にあたっては、仕上げ面、とおり、すり付け等の他、色、艶など全般的な外観とともに、機能面についても目視、観察により確認することとし、不可視部分については各種の記録(写真及び施工管理記録等)により確認する。

#### (破壊検査)

第9条 検査員は、外部からの観察、出来形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により、工事目的物の出来形及び品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて、当該目的物を最小限度破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。

#### (工事検査記録簿)

第10条 検査員は、当該工事の検査につき、その実測内容や特筆すべき事項を工事検査記録簿(別記様式-1)に記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

#### (検査合格の処理)

- 第11条 当該工事目的物が検査に合格した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。
  - (1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領によるものとする。
  - (2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書(別記様式-2)に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、 支出負担行為担当者に提出するものとする。

### (3) 部分使用検査

検査員は、部分使用検査報告書(別記様式-3)に部分使用にかかる部分の確認事項を記載し、部分使用確認書(別記様式-4)を現場代理人と取り交わし、これらを支出負担行為担当者に提出するものとする。

(4) 契約不適合修補工事完了検査

検査員は、契約不適合修補工事検査報告書(別記様式-5)に当該検査の確認事項を記載 し、修補請求者に提出するとともに、被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

### (検査不合格の処理)

- 第12条 当該工事目的物が検査に合格しない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。
  - (1) 完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領によるものとする。
  - (2) 中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(3) 部分使用検査

検査員は、部分使用検査の結果、当該使用部分の出来形及び品質について契約図書との不 適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、部分使用検査報告書に その旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(4) 契約不適合修補工事完了檢查

検査員は、契約不適合修補工事完了検査の結果、合格しない場合は、契約不適合修補工事 検査報告書にその旨を記載し、修補請求者に提出するものとする。

#### (検査の中止)

- 第13条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直 ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。
  - (1) 請負人若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき
  - (2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき

### (緊急措置)

**第14条** 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を 請負人に指示するとともに、速やかにその旨を支出負担行為担当者に報告しなければならない。

### (工事施行成績の評定)

第15条 検査員は、工事が完成検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、北海道請負工事施行成績評定要領(平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」)に基づき評定を行い、工事成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

## (その他)

第16条 この方法書は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)の例によるものとする。

## 別表1

## 工事実施状況の検査留意事項

	項目	関係書類	留 意 事 項
1	契約図書の履行状況	契約図書 工事施工協議簿 その他関係書類	<ul><li>・設計変更の実施状況</li><li>・工事カルテの登録</li><li>・施工計画書の提出時期</li></ul>
2	施工体制状況	施工計画書	<ul><li>・作業分担と責任の範囲</li><li>・施工体制台帳及び施工体系図の整備</li></ul>
3	工事施工状況	契約図書 施工計画書 工事施工協議簿 その他関係書類	<ul><li>・設計図書の照査の実施</li><li>・施工計画書に則った施工方法</li><li>・段階確認の適切な実施</li><li>・文書による改善指示又は改造請求の有無</li></ul>
4	工程管理	計画(実施)工程表工事旬報	・工程管理状況及び進捗内容
5	安全管理	契約図書 施工計画書 その他関係書類	・関係法令の遵守状況 ・安全教育研修・訓練等の実施状況 ・安全に関する請負人の取り組み ・イメージアップの実施内容
6	環境対策	施工計画書その他関係書類	・周辺環境(騒音・振動・塵芥・水質汚濁等)への配慮 ・建設副産物の適正処理及びリサイクルへの取り 組み
7	施工管理状況	施工計画書 その他関係書類	<ul><li>・社内検査体制及び品質管理体制</li><li>・関係書類及び資料整理状況</li></ul>
8	支給品及び貸与品	支給及び貸与に関する書類	・支給、受領、使用及び返納の処理状況
9	現場発生品	「生産物品報告書」等	・発生品の処理状況

## 出 来 形 検 査 基 準

工種	検 査 内 容	検 査 密 度				
矢板工	基準高、根入長、変位 (仮設を除く)	施工延長100mにつき 1 箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は 2 箇所以上				
法枠工、吹付工、植生 工	法長、幅、厚さ、間隔、 延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上				
基礎工	基準高、根入長、偏心量	1基又は1目地間当たり1箇所以上				
石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延 長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上				
路盤工	基準高、厚さ、幅	施工延長200mにつき1箇所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上 厚さは1kmにつき1箇所以上				
舗装工	厚さ、幅、平坦性	施工延長200mにつき1箇所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上 厚さは施工面積3,000㎡につき1箇所以上コアにより検査 ただし、施工面積3,000㎡以下の場合は2箇所以上				
地盤改良工	基準高、厚さ、幅、延長	施工延長200mにつき 1 箇所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は 2 箇所以上				
土工一般 (道路、河川)	基準高、法長、幅	施工延長200mにつき1箇所以上				
(理解、例川)	堤間、低水路幅(河川)	- ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上				
	残土処理量、処理場所					
鉄筋組立	かぶり、平均ピッチ (重要構造物の主鉄筋を 対象)	1ロット当たり1箇所以上				
護岸工 (河川)	基準高、法長、延長 (工種により) 厚さ、幅、高さ	施工延長200mにつき 1 箇所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は 2 箇所以上				
根固工 (根固ブロック、沈床、 捨石)	基準高、厚さ、幅、延長	長 施工延長200mにつき1箇所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上				
水制工	基準高、幅、方向、延長	延長 図面の寸法表示箇所の任意部分について 1 箇所以上				
浚渫(河川)	基準高、幅、延長	施工延長100mにつき 1 箇所以上				

工  種	検 査 内 容	検 査 密 度		
樋門・樋管、函(管) 渠、水門	基準高、厚さ、幅、高さ、 延長	樋門・樋管、水門は本体部、呑吐口部ごとに図面の寸法表 示箇所の任意部分について1箇所以上 函(管)渠は同種構造物ごとに2箇所以上		
水門(金物)	部材寸法	主要部材(扉体・戸当り)について、寸法表示箇所の任意 部分について1箇所以上		
	塗装被膜厚	主要部材の任意部分について1箇所以上		
堤防護岸、突堤・人工 岬、海域堤防(海岸)	基準高、幅、法長、厚さ、 高さ、延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上		
浚渫、埋立、盛土等 (海)	(地盤)高、(仕上がり) 面積、断面	(仕上がり)面積500㎡以下は2箇所以上、 面積500㎡以上は500㎡につき1箇所以上		
砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	図面の寸法表示箇所の任意部分について 1 箇所以上		
流路	基準高、幅、厚さ、延長	施工延長200mにつき1箇所以上 ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上		
地すべり、急傾斜(斜面対策)	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上		
コンクリートダム堤体工	天端高、天端幅、ジョイント間隔、リフト高、堤幅、堤長			
コンクリート擁壁、水路、側溝	基準高、厚さ、幅、高さ、 延長	施工延長100mにつき1箇所以上 ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上		
橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、 スパン長、変位	スパン長は各スパンごと、その他は構造物1基ごとに図面 の寸法表示箇所の任意部分について1箇所以上		
鋼橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分について 1 箇 所以上		
	基準高、支間長、中心間 距離、キャンバー	1橋につき3箇所以上		
	床版、地覆の寸法	図面の寸法表示箇所の任意部分について 1 箇所以上		
	溶接及び架設による歪み	各スパンごと		
	塗装被膜厚	主要部材の任意部分について1箇所以上		

工  種	検査内容	検 査 密 度			
コンクリート橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所の任意部分について 1 箇 所以上			
	基準高、幅、高さ、厚さ、 キャンバー	1橋につき3箇所以上			
	床版、地覆の寸法	図面の寸法表示箇所の任意部分について 1 箇所以上			
トンネル	基準高、幅、高さ、深さ、 間隔、延長	両坑口部のほか、 施工延長100m未満は3箇所、 100m以上500m未満は4箇所、			
	巻厚	100m以上1000m未満は 5 箇所、 500m以上1000m未満は 5 箇所、 1000m以上は200mにつき 1 箇所以上			
	坑内施設	図面の寸法表示箇所の任意部分について 1 箇所以上			
土砂(岩) 床掘(漁港)	仕上がり地盤高、延長、 幅	延長方向50mにつき1断面以上			
	法勾配	岩盤床掘法面については、1箇所以上			
基礎工、消波工(根固工)(漁港)	仕上がり天端高、法勾配、 延長、幅員	施工延長100m未満は3箇所以上、 100m以上は50mにつき1箇所以上			
函塊・L型・方塊・セルラーブロック製作(漁港)	長さ、幅員、高さ、壁厚、 垂直度	函塊については全函、 L型・セルラーブロックは5個につき1個以上、 方塊は10個につき1個以上			
ルラーブロック据付	据付天端高、法線方向の 出入、目地間隔	施工延長100m未満は3箇所以上、 100m以上は50mにつき1箇所以上 (函塊等据付個数2個以下の場合はこの限りでない)			
(漁港)	仕上がりの延長	(凶処寺拓竹   一致 2   一以下の場合はこの取りでない)			
堤体工、上部工(漁港)	仕上がり天端高、幅員、 延長、法線方向の出入	施工延長100m未満は3箇所以上、 100m以上は50mにつき1箇所以上 (施工延長20m未満の場合はこの限りでない)			
係船柱及び防舷材取付 (漁港)	天端及び取付高さ、取付 位置、取付間隔	図面の寸法表示箇所の任意部分について 1 箇所以上			
その他の構造物	工種に応じ、基準高、幅、 厚さ、高さ、深さ、法長、 長さ等	同種構造物ごとに、構造物の寸法表示箇所の任意部分			

注)上記検査密度を標準とするが、工事内容を勘案し、必要に応じて検査密度及び実測の頻度を上げて検査を実施するものとする。

## 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
	材料	品質及び寸法は、設計図書と 対比して適切か	イ 観察又は品質証明により検査する ロ 場合により実測する
	構造物の機能	構造物又は附属設備等の性能 は、設計図書と対比して適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する、又は実際に操作してみる
共	土工	イ 土質、岩質は、設計図書と 一致しているか ロ 支持力又は密度は、設計図 書と対比して適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する
基礎工通		イ 支持力は、設計図書と対比 して適切か ロ 基礎の位置、上部との接合 等は、適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する
	無筋・鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する (シュミットハンマー等で確認)
路盤工		イ 路盤材料の粒度は、設計図 書と対比して適切か ロ 支持力又は締固の密度は、 設計図書と対比して適切か	イ 主に施工管理記録及び観察により検査する ロ 場合により実測する
<i>P.</i>	スファルト舗装	アスファルト使用量、合成粒 度、密度及び舗設温度は設計図 書と対比して適切か	イ 主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに 施工管理記録により検査する ロ 場合により実測する
(排	‡水性舗装)	透水試験の結果が設計図書の 規格値を満足しているか	主に施工管理記録及び観察により検査する
路床安定処理、表層 混合処理		締固の密度は、設計図書と対 比して適切か	施工管理記録により検査する
固結工		試験結果が設計図書の規格値 を満足しているか	施工管理記録により検査する
アンカーエ		イ モルタルの特性は、設計図 書と対比して適切か ロ 設計アンカー力に対して十 分に安全か	イ 主に施工管理記録により検査する ロ 場合により実測する
補	<b>強土壁工</b>	締固の密度は、設計図書と対 比して適切か	施工管理記録により検査する

工 種	検 査 内 容	検 査 方 法
吹付工、現場吹付法 枠工	コンクリートの強度は設計図 書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
ロックボルト	イ モルタルの特性は、設計図 書と対比して適切か ロ 引抜き荷重が設計図書の規 格値を満足しているか	施工管理記録により検査する
溶接工	溶接にかかる各試験の結果が 設計図書の規格を満足している か	施工管理記録及び観察により検査する
場所打ち杭	コンクリートの強度は設計図 書と対比して適切か	施工管理記録により検査する
ポステンPC桁	グラウトの特性及びプレスト レッシング管理が設計図書と対 比して適切か	施工管理記録により検査する
植栽工	高木、中低木の寸法は設計図 書の規格を満足しているか	実測により検査する

注 施工管理記録には、品質証明書、試験成績書、工事記録写真を含む。

## 別記様式-1 (検査)

## 工事検査記録簿

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属 検査員 職氏名

工事番号 工 事 名

上記建設工事に係る工事検査を実施しました。

受注者		契約工具	期	年	月日~
文任有		(当初)		年	月 日
請負代金額	円(当初	]) (最終)		年	月 日
胡貝八並領	円(最終	(1) 検査年月	日	年	月 日
松木廷拓		中間(第 回	)、でき形部	部分等(	第 回)、
検査種類	部分使用				
検査項目	工種・細目		査メ	モ	
出来形					
品質					
川川					
山本流之					
出来ばえ					
# # JD >P					
実施状況					
- +1 d1	and the second	1 1			1 ~ 1 1 1 1 m - Let tota
その他特記	事項		現場代理/	人及び主	任技術者等
		· 立			
		会 者			Le
			発	注	者
		名			

- 注1 検査種類の内、該当するものを○で囲むこと。
- 注2 検査メモは、実測内容や特筆すべき事項を検査項目別に記載すること。

## 別記様式-2 (検査)

中 間 検 査 報 告 書 (第 回)

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属 検査員 職氏名

工事番号 工 事 名

上記建設工事に係る中間検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

受注者			現工期		月月	日~ 日
現請負代金額		円	検査年月日	年	月	日
検査員	,所 見					
工事監督 指 示						

注 工事検査記録簿及び中間検査出来形数量調書を添付して提出のこと。

## 別記様式-3 (検査)

部分使用検査報告書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属 横查員 職氏名

工事番号 工 事 名

上記建設工事に係る部分使用検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

受注者		現工期	年 月 日~年 月日
現請請負代金額	円	検査年月日	年 月 日
検 査 員 所 見			
工事監督員への 指 示 事 項			

注 工事検査記録簿及び部分使用確認書を添付して提出のこと。

## 別記様式-4 (検査)

部分使用確認書

工事番号

工事名

上記建設工事の部分使用にかかる部分について、検査の結果、使用目的に適合することを確認した。

年 月 日

検査員 職氏名 現場代理人氏名

## 別記様式-5 (検査)

## 契約不適合修補工事検査報告書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属 横查員 職氏名

工事箇所

(工事名)

上記契約不適合修補工事完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり確認し たの で報告します。

被修補請求者	検査年月日	年	月	日
検 査 員 所 見				

注 工事検査記録簿を添付して提出のこと。